

川崎市議会広報紙作成業務プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市議会広報紙の作成に当たり、高度な創造性及び技術力並びに専門的な技術及び経験を必要とする業務の受託者をプロポーザル方式により特定するため、川崎市議会広報紙作成業務プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、議会広報紙作成業務について、客観的かつ総合的な観点から審査及び評価を行い、受託予定者を選考する。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、議会局総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、議会局議事調査部長をもって充てる。
- 4 委員は、議会局総務部庶務課長、議会局議事調査部議事課長、議会局議事調査部政策調査課長及び議会局総務部広報・報道担当課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、議会局総務部広報・報道担当において処理する。

(受託予定者の特定)

第4条 委員会は、提出された提案書について、別に定める実施要領により客観的・総合的に評価を行い、最適な提案を行ったと認められる提案者を特定する。

- 2 提案内容の審査及び評価に当たっては、必要に応じてヒアリングを行い、別に定める評価基準により評価書を作成するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

(川崎市議会広報紙作成業務プロポーザル評価委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎市議会広報紙作成業務プロポーザル評価委員会設置要綱（平成23年1月7日22川議調第53号）は、廃止する。